## 第9回太田市景観審議会会議録

開催日時	平成26年2月18日(火)午後1時30から3時30分
開催場所	太田市役所 11階 11A会議室
出席委員	<ul><li>・増山正明会長</li><li>・渡邉美樹会長職務代理者</li></ul>
	<ul><li>・栁澤美樹委員</li><li>・若林宏宗委員</li><li>・権田博良委員</li></ul>
	<ul><li>・小林良男委員</li><li>・深澤珠代委員</li><li>・茂木一博委員</li></ul>
	<ul><li>・岩崎和男委員</li><li>・大河原葆委員</li><li>・栗原智史委員</li></ul>
	· 篠原 貴委員
<b>本</b> 数 巳	
事務局	(都市政策部)深澤副部長 (都市計画課)薊参事、丹沢係長、小林主査
事務局	(1 開会)
(小林主査)	皆さん、こんにちは。
	本日は、ご多忙のところ、また足もとの悪い中、第9回太田市景観
	審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
	本日の進行を努めさせていただきます、都市政策部都市計画課の小
	林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
	只今より、第9回太田市景観審議会を開会いたします。
	本審議会につきましては、太田市景観条例施行規則第39条第2項
	に「委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。」
	と規定されておりますが、本日は15名のうち12名の方が出席をい
	ただいておりますので、本会議は成立していることをご報告させてい
	ただきます。
事務局	(2 会長挨拶)
(小林主査)	ここで太田市景観審議会の会長であります、増山会長よりご挨拶を
	いただきたいと思います。
	増山会長よろしくお願いいたします。
増山会長	(挨拶)
	皆さん、こんにちは。
	本日は、お忙しい中を、ご都合をつけていただきまして大変ありが
	とうございます。第9回太田市景観審議会の冒頭にあたりまして一言
	ご挨拶申し上げます。
	太田市の景観行政が本格的に動き出してからちょうど三年が経ち
	ました。昨年の12月19日には、第3回の太田市の景観賞の表彰式
	並びに景観講演会が開催されました。ご参加されました委員の皆様、
	今回の雪ほどではなかったかもしれませんけれども、雨が降る悪天候
	の中、大変ありがとうございました。
	本日の審議会におきましては、審議事項が二つございます。一つは
	退任されました委員さんがおりまして、後任委員の部会への配置でご
	ざいます。二つ目は前回の審議会でも少し議論していただきました、
	太田市景観賞の募集に関わる要綱の見直し等についてのご審議とい
	うことでございます。いつものように委員の皆さんの積極的なご意見
	をお願いするとともに、会議のスムーズな運営につきましてもご協力
	くださいますよう、よろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。
(小林主査)	次に、議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、景
	観条例施行規則第37条第2項の規定に基づき、会長が議長になるこ
	とを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。

177 1 -77 1=	増山会長よろしくお願いいたします。
増山議長	それでは、ご指名でございますので、いつものように、しばらくの
	間、議長を務めさせていただきます。
	本日の議事日程につきましては、お手元の日程の順序で会議を進行
.)( ) = 3( E	したいと思います。
増山議長	(3 会期の決定)
	まず、会期の決定ということでございますけれども、日程の第3に
	ございます、会期の決定をお諮りいたします。本会議の会期は本日一
	日と致したいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
	(異議なしの声)
	異議なしと認め、本審議会の会期は本日一日と決定いたしました。 
	(4 会議録署名委員の指名)
	次に、会議録署名委員の指名でございます。議事録署名委員でござ
	いますが、2名をご指名申し上げます。
	議席番号10番茂木一博委員さん、議席番号12番の大河原葆委員
	さんよろしくお願いいたします。
	傍聴希望者はいらっしゃいませんね。
	(5 議事)
	日程の第5、議事に入りたいと思います。
	議案の第1号「太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置
	について」ということで事務局から説明を願います。よろしくお願い   します。
事務局	事務局の都市計画課、丹沢です。よろしくお願い致します。お手元
<del>ず</del> 坊/5    (丹沢係長)	の議案書の2ページをご覧ください。
	議案第1号の、太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置
	について、これまでの経緯を簡単に記載させていただきました。10
	月21日、前回の第8回景観審議会閉会後に、荒井委員さんから退任
	の申し出がありました。理由といたしましては、10月31日付けで
	推薦団体でもありました太田市観光協会の役員を辞任されるため、景
	観審議会も退任させていただきたいということでしたので、こちらを
	受理いたしました。10月25日に観光協会あてに、後任者の推薦を
	依頼いたしましたところ、31日に観光協会の本島会長より、権田博
	良氏の推薦をいただきました。権田さんに意向を伺い、ご承諾をいた
	だきましたので、11月1日、太田市景観条例第33条第4項の規定
	により、太田市市景観審議会委員を委嘱いたしました。なお、同条例
	第33条第5項の規定により、任期は前任者の残任期間、9月30日
	までとなっております。以上の経過を会長に報告いたしまして、また、
	部会への所属につきましては、景観審議会の諮問が必要である旨も併
	せて確認いただきました。
	以上、今回の審議会に第1号議案として、新しく委員になられた権
	田委員の部会配置について提出させていただきましたので、ご審議の
	ほどよろしくお願いいたします。
増山議長	ありがとうございました。只今、議案第1号、太田市景観審議会委
	員退任に係る新委員の部会配置について説明をいただきました。
	只今の説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ありますでしょ
	うか。
	_ 1

	今回、任期は前任者の残任期間ということです。最後にございまし
	た、部会の所属につきましてということですが、これについても荒井
	委員さんの後任ということで、届出等審査部会の所属ということでし
	たから、引き続きこの部会に所属ということでよろしいと思うのです
	が、いかがでしょうか。
	(異議なしの声)
	そういうことで、事務局としてもそのようにお考えですね。
事務局	事務局案も、荒井さんの後をそのまま引き継いでいただけたらと思
(丹沢係長)	っております。
増山議長	そうしていただけるのがいいのかなと、よろしいでしょうか。
	議案第1号太田市景観審議会委員退任に係る新委員の部会配置に
	ついては、権田新委員さんにつきまして、前任者の届出等審査部会に
	所属するということで決定することでご異議ございませんか。
	(異議なしの声)
	それでは、事務局はそのようにお願いします。
	続きまして、議案第2号「太田市景観賞表彰要綱等の見直し」につ
	Mさまして、
<b>事</b> 数 中	いたします。
事務局	議案第2号につきましてご説明申し上げます。議案書の6ページか
(丹沢係長)	らご確認ください、ご説明いたします。6ページに第2号議案の概要
	を示してあります。続いて7ページと8ページが景観賞の表彰の要綱
	になります。9ページと10ページが、表彰要綱を基にした年度ごと、
	開催ごとの要項としまして、第3回景観賞の募集要項になります。
	11ページが、同じく第3回景観賞の応募用紙になります。
	また、概要につきましては、6ページの他に別紙でお配りいたしま
	した、両面印刷になっております、太田市景観賞募集要綱等の見直し
	についての個別案件並びに景観賞応募推薦用紙の変更案、こちらにも
	まとめてありますので、併せてご説明させていただきます。
	まず、裏表印刷で一枚紙、別紙の太田市景観賞表彰要綱見直しにつ
	いての個別案件、こちらをご覧ください。
	1番として表彰範囲における以下案件の取り扱いということで、公
	共団体の所有する建造物等、こちらを表彰対象に含めるかどうかとい
	うことです。ちなみに、第2回に受賞いたしました太田市立大隅俊平
	美術館につきましては、市立の美術館でしたが、表彰は設計者、設計
	事務所を表彰しております。このような案件がありまして、国や県の
	所有物の場合、誰を表彰するのか、太田市所有の場合は設計者でした
	けれども、もし公共団体所有物を表彰する場合に、国や県、太田市以
	外の自治体所有物であった場合は、国や県を表彰するのか、第2回の
	ときのように設計者を表彰するのか、というものです。
	続きまして、文化財等に指定、登録された建造物、樹木等を表彰範
	囲として含めるかどうか。こちらについては、文化財等に指定されま
	すと文化財保護条例により義務として保全管理が生じます。その場合
	の保全管理活動をどう評価するか。そのような場合で、対象から外し
	てしまう場合には、申請があった時にそのまま受理するのか、そこで
	返却するのか。受理した場合には受理何件、そのうち審査は何件とい
	一うような扱いになるかと思います。
	続きまして、2番の表彰の方法についてですが、第8回の審議会で
	もご提案されましたが、表彰件数について募集要項のほうで大賞1件
	賞2件と指定しておりましたが、表彰件数についてはなるべく限定し
	貝4   こ泪にしてやりましたが、女野け然に フピー(はなむ`\ 似たし

ないで、審査の時に結果に応じて表彰件数を決めてはどうかということでしたので、今回、併せて議題に入れさせていただきました。審査において取捨が難しい場合に3点以上の受賞が可能で、もしも賞に値するものがない場合には、この限りではないということになります。

3番としましては、審査の方法についてです。現行では表彰等評価部会で現地確認審査のうえ、表彰案件を決定します。そちらを景観審議会へ報告し承認を得て決定しておりますが、提案といたしまして、委員全員参加で、一回で審査をやってしまってはどうかということです。主催は表彰等評価部会ですが、委員全員の参加で、その後に即審議会を開いて報告承認を同日で行ってしまうということです。もし、指定日にご都合のつかない場合には、前日までに別日程で現地確認をして審査をしていただきます。もちろん、現地審査前に、審査の対象や方法、基準の確認を行うわけですが、審査会当日までに表彰等評価部会を開催して、審査の方法や基準、着眼点を決定しておきます。この場合、全員で調査に同行して審査を行うのか、表彰等評価部会があくまでも主で、その他希望者の方だけを対象にするのか、その辺が議論の対象になるかと思います。

続きまして、4番、活動又は建造物の名称についてですが、申請時の名称が、審査の対象、範囲に相当する名称になっているかどうかの判断を、どの時点で行うのかということです。例として今回、第3回の大賞でありました、酒蔵及び喫茶サロンかぜくらを挙げておりますが、長くなってしまう名前ですとか、申請してきた名称をそのまま採用してよいのか、簡潔で明快な名称を審査部会で決めてしまったほうがよいのか、ということで今回の案件にあげさせていただきました。

同じように5番の審査対象と範囲の確認と分類で、こちらも表彰範囲から分類を決めさせていただきましたが、活動、建造物、屋外広告物、その他ということで、4分類にさせていただきました。

同じく6番、入賞案件の表彰対象者の規定ということで、建造物、 屋外広告物、樹木等について誰を表彰するのかということです。所有 者なのか、管理者なのか、設計者なのか。同じく活動についても、活 動の主体なのか、所有者や管理者なのか、それとも活動している人な のか、これも今まで審査部会の中で決めておりましたが、これもはっ きり明記してしまうのがよいのかということです。

以上の5番から6番につきましては、事務局で調査判断した案を審査会で検討して判断していただくということで、申請者に指定させてしまうのではなく、事務局と審査会で答えを出すような形にしてはどうかということで提出させていただきました。

7番については景観賞の応募案を増やす工夫ということで、例えば 地区や地域の推薦枠を設けたり、推薦者へも記念品を贈呈したり、事 務局から推奨してみるとか、授賞式を市のイベントに組み込むとか、 あるいは応募期間を延長する。今回は1ヶ月から2ヶ月に延長しまし たが、さらに延長してみる。あるいは開催間隔を延長するとあります が、毎年開催を例えば2年に一回の隔年開催にしたり、こちらには載 せませんでしたが、部門別の表彰や応募をやってみたらどうかという ことで、要綱等の見直しについての個別の案件として提案させていた だきました。以上ご審議よろしくお願いいたします。

## 増山議長

ありがとうございました。

只今事務局から議案の第2号の太田市景観賞表彰要綱等の見直し について説明がありました。これらについて、ご意見を伺っていくわ

	けですが、表彰範囲について何かご意見ありますでしょうか。このあ
	たりから、協議するのがよいかと思いますが、それについて何かご意
山脉系具	見はございますか。
岩崎委員	項目ごとにやっていったらどうでしょうか。
増山議長	そうしましょうか。
	1番のところの表彰範囲の物件の取り扱いについて、このあたりか
	らいきましょうか。若干後半のところでも関与するところがあります
	が、表彰範囲について、まずこの辺から議論していきましょう。いか
	がでしょうか。前回もいくつかご意見がでたところです。
	まず、公共団体の所有する建造物等の扱いについてですが、昨年度
	の第2回の受賞が例に出ていますが、この時は設計者を表彰したとい
	うことですよね。前回の審議会でも、文化財に指定されたものについ
	ての管理、活動についての評価をという話は出ました。あらためて今
	回ご議論をいただくわけですけれども、ご意見のある方はいますか。
岩崎委員	デザインコンペティションで出てきたものの場合は、設計者を表彰
	するというのはかなり理にかなっていると思います。ただそうではな
	くて設計者を別の形で、例えば入札で決めるとか、あるいは市がAさ
	んBさんと指定するような場合もありますよね。コンペティションな
	ら設計者でよいのですが、ではAさんお願いします、Bさんお願いし
	ますといった形で市から委託した場合にも設計者が表彰されるのか、
	その辺が微妙かなという感じがします。
増山議長	設計者を指名された場合と、業者を選定された場合とでは違うとい
	うことで、一つの問題提起というかご意見が出ましたが。
栗原委員	景観賞って考えたとき、例えば建物そのものを表彰するのか。景観
	と大きく考えたとき、まちに溶け込んだものかと考えたときに、建物
	そのものを表彰するのって少し違和感を禁じ得ない。景観と考える
	と、建物がいかに溶け込んで調和したものかと考えたときに、そもそ
	も建物を表彰するのってどんなものなのかなって不思議に感じます。
増山議長	応募対象のところにも明記されているように、地域の特性という大
	スケールの話と、周辺景観に配慮したもう少し狭い領域での景観、そ
	ういったものに配慮したというのが文言としてあって、そこで上手に
	調和したり溶け込んだりした状況の中で設計されて、良好な景観を保
	持している、作り出しているものといった捉え方なのでしょうね。
栗原委員	建物そのものを表彰するのではなくて、建物を含めた周りの景観、
7,,1,2,7	そういうものを調和して造った人達を表彰すべき。あくまでも景観と
	考えたとき、まちをきれいに住みやすく景観をつくったとした方を表
	彰の対象でやったほうがいい。
小林良委員	今、お話のあった件ですが、第1回の部会の時でもそれは話しに出
117737	ました。建物か周辺の景観なのか、大きな遠景で見るのか小さく近景
	で見るのか、第1回の協議から出ましたけれども。景観というタイト
	ルでいう以上は、そのものズバリで建物だけっていうのはいかがなも
	のかと考えていました。先ほど言われたように、地域の中にそれがよ
	くマッチしているものなのか、というところから見ていかないといけ
	ないような気がする。
増山議長	それは、確かにそのとおりだと思います。
若林委員	具体的な例では、第1回目の時に一番点数の良かったのは保育園で
右 怀 安 貝	
	した。栗原委員から指摘のあったような感じで1位になりましたよれ、記記者の建物である。
	ね。設計者や建物そのものじゃなくて、その建物の色合いが、郊外の

	周りの地域などとマッチしている。その時、同じく建物で全く違うも
	のが別のところにあって、そちらは景観を壊すようで委員からは非常
	に評判が悪かった。設計者は自信を持って出してきたけれど、色合い
	がよくなかった。第1回の保育園の大賞は正解だったという気がしま
	す。ただ、前回の大隅美術館、どうも未だに引っかかっています。刀
	の収蔵館じゃなくて、全体が良かったのではないか。庭を含めた雰囲
	気でとったような感じですね。第1回の大賞の保育園の選定の仕方、
	評価の仕方は、栗原委員の懸念は払拭されたのかな。周りとの調和、
	景観で取れたという感じを持っています。
   増山議長	
増川磯文	今のご意見は、現場を見ていないのでイメージが湧かないところが
	ありますが、第2回目は、美術館と周囲の関係というのは非常に良好
	であったというお話ですよね。だから、そこは評価するけれど、建築
	単体としての設計者を評価表彰したことには少し違和感がある、そう
	いうお話ですね。むしろ所有者を表彰した方がよかったということで
	しょうか。
若林委員	大隅さんから直接聞いたのですが、前から植えてあった植木や母屋
	は、人間国宝だった益子焼の浜田さん宅を参考にしたみたいです。浜
	田さん宅は非常に玄関が広くて平屋でよい。私もそれがあって収蔵館
	はともかく、全体的にはいいなというので点を低くはしなかった。今
	回、あとで出てくる喫茶サロンかぜくらは、決定の時にも申し上げた
	けども、古い建造物は非常に良かったけれども喫茶が前面に出て、そ
	れはむしろ、栗原委員が指摘された悪い方に、懸念された方だった感
	じがします。けれども、あの建物全体は非常に良くて、むしろ酒蔵の
	あの建造物群という表彰であったら、賛成だったのですけれども、喫
	茶サロンが出てきたので、審議会の時にはどうかというご意見を申し
	上げた。栗原委員が指摘したことは非常に大事だと思いますよね、景
	観賞なのですから。建築賞ではないですから。
大河原委員	表彰要綱の第3条をよく見ると、何か対象物に対して市民や事業者
	がいろいろな営み、働きかけをする、そういったことに対して市民や
	事業者を表彰する、そのように読み取れます。したがって、人の行為
	が表彰の対象であって、単なるモノや建築物、そういうことに対して
	表彰の対象にはならないのかなと。例えば、国が指定した文化財が良
	いからという形では表彰の対象にはならない。地域のグループが環境
	整備や草刈など、いろいろな行為や働きがあって、そういうことに対
	して表彰する、そのように思っています。
増山議長	おっしゃるとおりだと思います。ただ古くからあるものの維持保全
石田城区	活動とか、それが中心だと思いますが、古くからある風景の中に新た
	はものを創出というか設計やデザインをしても、そこの風景に新しい
	価値を創り出している点を評価されれば、そこに新たに作った設計は
	積極的に評価するべき、そういう議論にもなるわけですよね。
大河原委員	おっしゃるとおり、この3条の中に1番から6番までありますが、
	1番2番というのは、表彰制度の制度設計というか功労者を対象とす
	る。3番4番は、今おっしゃられたように、環境整備や文化財の価値
	を高めようする活動を指しているものですよね。5番6番は新しいも
	のを創造する、あるいは、今まであったものに改良を加えて、レベル
	の高いものにしていこう、そういうことを示している。大きく分ける
	と3種類が表彰の対象になるのかなと理解しています。
増山議長	おっしゃるとおりだと思います。
茂木委員	- 先ほどの議論を踏まえていくと、3分類の中のどの部分で表彰する
	ı フレィぁにッフ眈咄で呵ょんヾヾヽこ、∪ノサタッノTッノにッノロルノノ└�タシタ゚♡

	かによって、かなり分けられてくるのかなと思います。例えば、先ほ
	どからお話が出ている大隅美術館ですが、表彰部会に入っていないの
	でどんな評価で受賞になったのかわからないのですが、例えば5番の
	ところで、もともとあったところに大隅美術館が出来ましたと、その
	建物自体が景観にマッチした建物だということで表彰するのであれ
	ば、これはやはり対象は設計者なのかなと思います。他方で、もとも
	とあったものに、景観で少し引いて見たときに、建物はどうだろうと、
	全体としてみるといいよね、ということになったときに、これは所有
	者になるのかなと。そういう形でどの分類で表彰するかについて、考
	えざるを得ないのかなと。大隅美術館の場合には、建物ではなくて全
	体的な庭木などが評価されたとなると所有者を表彰という形になり
	ますので、その段階になりますと、所有者が太田市ということになっ
	てきますと表彰は除外になってくるのかなと思います。
増山議長	公共団体云々という話になると、この応募は行き着くところ、誰を
一一一一	表彰するのか、どこに評価を見いだすのかという話で、段々と絞って
	きたとき、それが太田市に属していたときに、そこで始めて除外とい
	う話になってくる。我々が評価する上で、評価して初めてそこで見え
	てくるということもあるので、応募の段階で公共団体の所有する建物
	等だから駄目とか、事前には言いにくいところでもありますよね。
深澤委員	
徐倖安貝	公共のこども館みたいなものを設計した方が、市の発注で仕事を請したて、これな事的になって申請したことがある。これはいる
	けて、これを表彰してくださいって申請したことがある。これはどう
	かと、認識が違うのかなと、景観賞にはどうかと思いました。別の人
	が言うならともかく、自分から言うのはどうか。設計者が手を挙げて
	私が設計したものです、それは太田市から仕事をもらったものです、
	というのはいかがなものか。そういう観点だけをもう少し明白にして
	おければいいのかなと。確かに表彰の範囲を読み込めば、どれに当た
1 44 点 季日	るのか分かるわけですから。でもなかなか理解は出来ない。
小林良委員	前から疑問に思っていたことですが、行政側が設計するなり、こう
	いうプランで作りたいとして、設計会社にお願いしている、全く設計
	会社が勝手に作っているはずはないですよね。おそらく、こういうも
	のを作りたいというので、設計会社が希望に沿ったものを作るという
	形でしょうから。全くフリーで設計をされている方がプランを作って
	いるのであればわかりますが、公共の物件ですと、まず行政側がこう
	いうものを作りたいという、ある程度のものがまとまったもとで、作
	ってもらえる設計会社に決めるのでしょうから。
増山議長	太田市は比較的公共建築のコンペを実施しているから、創造的なデ
	ザインが、個々の設計者から提案されているような気がしますが。
栗原委員	自薦であろうと他薦であろうと、かまわないと思いますよ。自分で
	作ったものに自信があれば、どうだというのは当然だと思うので、そ
	こで切るのではなくて、審議会の中である程度、規定のもとで今回は
	審議会では合わないというようにすればいいのかなと思います。
茂木委員	私も全く同意見で、景観にマッチしているかどうかが重要なので。
	市からこういうデザインにしてという提案はあるかもしれませんが、
	最終的にそれを設計して、市の意向どおりにマッチしたものが出来れ
	ば、市の仕事であろうと、設計者を表彰してもそんなにおかしくはな
	い。あくまで景観という点から考えていくので、ただそれが建物コン
	ぺのようになると変わってくるのかなと思います。
篠原委員	今意見を聞いていまして、実は大隅美術館については、大隅先生が
	かなり自分の趣味や意向で庭木も手入れをしていたし、そこにたまた

	2. M. Makhi 2001, 1. 2
	ま美術館が出来たので、確かに調和して、周りに助けられたという面
	があると思います。表彰部会に入っていないのでわからないですが、
	確かに外観をみれば表彰に値するものだと思っています。
増山議長	新しいものを作るよりも、今までと違った景観を作る、それはかな
	り積極的な景観づくりですよね。もう一つは、その風景を壊さないよ
	うに、必要最小限の控えめな状況の中である空間を作ってあげる、そ
	れも一つの景観の捉え方ですよね。私たちは見ていないので申し訳な
	いですけれども、大隅美術館はこれまでの景観に頼った形でその景観
	だけは壊さないようにしよう、それで必要最小限の目立たない建物で
	調和させよう、そちらの手法だったのでしょうね。それも一つの捉え
	方でしょうね。小さくても、壊してしまうようなものが出来てしまっ
	たら台無しになってしまいます。その点を評価されたのでしょうか。
若林委員	茂木委員が指摘したように、市で申請しては駄目というのは、ちょ
	っとどうかということで、それで設計者が推薦して、全体が良くて収
	蔵庫を含め、名称も変えたとのだと思う、長かったということもある
	けれども。それで大隅俊平の美術館として表彰しようとなったので、
	これはこれで納まった感じはしますが。
深澤委員	これだけみなさんで議論しているから、どこを評価するのかってい
	うのを、こちらのサイドで判っていれば迷いがないのではないでしょ
	うか。
増山議長	今回の議論の中で、その辺りが共通に認識されていることがわかり
	ましたので、そこで選択できれば、しっかりとした表彰対象者と評価
	対象者という形でいけるような気がします。公共だからダメという縛
	り方はしないで、広く公募をしていただくという方向でよろしいので
	はないでしょうか。文化財等に指定されたものも、考え方としては同
	じでよいのでしょうね。そういう形でいけるのかなと可能性が見えて
	きた気がします。
渡邉会長代理	審査部会で、今までいろいろなご意見をいただいた中で、応募者と
	審査と評価の範囲、それと名称の適正さ、そういったようなことです
	ね。受賞者が誰なのか、誰を表彰するのか、その辺りできちんと、今
	までの反省点から、応募用紙や審査の方法を修正して、もう少しより
	良い方向にということで、何とかできないかということで、会議を開
	かせていただきました。それで、今のお話の公共団体の所有する建造
	物に関しては、応募の時点で窓口において少し振り分けるというか、
	こちらの応募者は誰ですかとか、審査の対象はどういうところですか
	とか、そういうはっきりしない部分が、応募している人もわからない
	部分があるかもしれないので、そういうところを受付できちんと確認
	するということを、次回からしていただけるということだと思うので
	すけれども、所有する建造物等のお話に関しては、その所有者に確認
	するという段階を踏めば、その点で市や国になった場合は、その段階
	で審査の範囲や評価の範囲が明確になってくるのではないかなと思
	います。
増山議長	所有者への確認ですね。
渡邉会長代理	そうしたら、設計者が表彰されるのか所有者が表彰されるのかとい
	こうしたら、設計有が表彰されるのが別有有が表彰されるのがという  うことが明確になる。所有者が表彰される場合はおかしい、というこ
	ノことが呪喉になる。所有有が表彰される場合はおがしく、ということになりますね。その辺で振り分けがなされるのではないかとおもう
	こになりますね。その近て振り分けがなされるのではないがとわもす   のですけれども。窓口の方は広くしておいて、審査の範囲、評価の範
	めぐりけれても。ぶ口の方は広くしておいて、番重の軋囲、評価の軋   囲や受賞者は、少しずつ調整、評価していく。応募用紙の変更点等も
	西や受員有は、少しりつ調整、計価していて。応募用紙の変更点等も   確認していただいて全体で調整をしていただければと思います。
	1唯恥して「「に「「にと「て刑策をして「「ににけれいよと思います。

	T
増山議長	今の話と皆さんのお話からすると、窓口はそこで絞るのではなく
	て、その分評価のほうをしっかりやる、間違いないようにやる。表彰
	対象者もきちっと捉えなくてはいけない。そうすると、審査の方法と
	いうのが3番目にございますけれども、この辺についてもまた、後で
	の議論というのもリンクしてきますよね。
若林委員	今の公共団体なり申請者の関係は、部会長が言われたままでよいと
	思うのですが、文化財に指定されているものはちょっとひっかかりま
	す。例えば建造物や樹木にしても、やはり指定されているものは景観
	と合って良いものなので。例えば建造物でも、太田市にある神社が国
	指定にしたいと言ったのですが、栃木にあるものは同じ作者で国指定
	になった。同じ作者で同じようなもので指定されない理由は大きさ、
	文化庁の調査官は大きさが違うのだと。大きさが太田市のほうが小さ
	いのだと、同じ作者であっても神社、祠として評価が低いということ
	がある。大きさが関わってくる。これは仏像なども同じです。あまり
	小さいものは、よほど良いものでない限り指定されない。それから、
	木の場合は樹姿あるいは樹形、それが良いものでないと指定されな
	い。だから指定されているものは確かに良いわけです。
	太田市では最近、金山のケヤキを指定しましたが、あの場合形が問
	題にはなりましたが、やはり歴史があったり、場所であったり、いろ
	図にはなりよしたが、
	て、申請してくるものが保全管理にしてもなんにしても、景観という
	ことからどうなのかと。景観法ができる時に、文化財保護法と整合性
	をかなり検討したらしいですが、法的にはある程度整備されていると
	思います。こういう市の景観賞という形で、よいものだからという理
	由で文化財のものを申請していけば、ある意味では通さなくてはなら
	なくなってしまう点がある。ですからこれも先ほど部会長さんがまと
	めてくださったような、公共団体と同じように、受付して審議会の中
	で、管理が非常によく景観を保っている場合は取り上げて、建物その
	もので申請してきた場合はどうかとか、木そのもので申請してきた場合はどうかとか、木そのもので申請してきた場合はどうかとか、木そのもので申請してきた場合は、木子のではなく
	合はどうかとか。文化財で認定されているのだからというのではなく
	て、木の周りを含めて、この木が非常に活かされている、そういう場合はたいがることを記して、変は仕ばるとなっている。
	合はよいだろうと確認して、受け付けるとよいのではないかなと。
増山議長	私もそう思います。活動そのものに見るべきものがあればというこ
	とで、その活動によって維持されているということで明らかに評価さ
#11.4.1	れれば。そのものについて、良いものは良いという話ではない。
若林委員	今回の第3回の景観賞でも冠稲荷のボケが出てきましたよね、文化
	財の指定になっているわけですよね、あれを景観として良いと言って
	しまったら、いっぱい出てくると思いますよね。今回は外すというこ
177 1 -77 1:	とになったのは、正解だったのではないかと思います。
増山議長	表彰範囲等についての取り扱いについては見えてきたわけですけ
	れども、方向性が出ましたよね。
	他にこれについてございますか。一先ずよろしいでしょうか。
	2番目に表彰の方法ということで、件数について出ていますけれど
	もこれについてはいかがでしょうか。
	これは募集要項に書かれているだけで、それ以外は書かれていない
	ですか。
事務局	大賞1点、賞2点というのは、年度ごとの募集要項の中で、表彰に
(丹沢係長)	ついては大賞1点、賞2点と明記してありますけれども、基の表彰要
	綱の中には件数は出ていません。補足ですが、前回審議会に提案され

	た時には、審査をした時の1位の点数が抜け出ていた。2位3位4位
	は全部1点差だったので、その中から賞2点を、その1点差の中で二
	つを選んだということで、そこまで厳しくやってしまった。結果とし
	て、賞2点という規定がありましたので、厳しくやっていただいたの
	ですが、そこまで厳しく区切ってしまう必要があるのかということ
	で、件数を限定しないで、審査の点数に応じて相応しい件数を表彰し
	てはということで、こちらの案件を上げさせていただきました。
若林委員	費用的には変わらないですか。
事務局	費用的は点数によって変わりますが、何十点にならなければ対応可
(丹沢係長)	能です。
若林委員	トップは63点だから文句なしでしょうけれど、あと3つがあっ
ALTH SE	て、どこかで切らなくてはならないとすれば、1点差でもしょうがな
14.1.=米 巨	いということがありました。
増山議長	賞2点と限定してしまうのはいかがなものか、ということですか。
小林良委員	提案のとおりでよろしいのではないでしょうか。
大河原委員	私は事務局の案のとおりでよろしいかなと。こういうことを認める
	ということは絶対的な評価になるわけですよね。1年前、2年前と比
	較してどうかという思いがあって、表彰を4件にしようかとか、今回
	は今までに比べて良くないから受賞はなしにしようとか、そういう意
	味では景観賞の表彰のレベルというか、全体的な水準みたいなものを
11.11.4.11	保てるかなと、そんなふうに思いましてこの案でよろしいかなと。
若林委員	提案の質問ですけれども、大賞1点、賞2点に限定しないという限
	定の意味ですけれども、例えば大賞に該当しないから賞3つだと、そ
	ういう意味はないのですか。
事務局	そういうことも、ありえると思います。
(丹沢係長)	
	大賞が60点で次が59点で次がちょっと下がる。大賞をなくして
若林委員	大賞が60点で次が59点で次がちょっと下がる。大賞をなくして という場合もある。
若林委員	という場合もある。
若林委員 事務局	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、 どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたよ
若林委員 事務局 (丹沢係長)	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、 どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたよ うに、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。
若林委員 事務局	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、 どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたよ うに、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わな
若林委員 事務局 (丹沢係長) 若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、 どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたよ うに、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わな いのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。
若林委員 事務局 (丹沢係長)	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、 どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたよ うに、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わな
若林委員 事務局 (丹沢係長) 若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、 どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたよ うに、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わな いのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。
若林委員 事務局 (丹沢係長) 若林委員 増山議長	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。
若林委員 事務局 (丹沢係長) 若林委員 増山議長	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物
若林委員 事務局 (丹沢係長) 若林委員 増山議長	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。
若林委員 事務局 (丹沢係長) 若林委員 増山議長 栁澤委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。 第2回は活動が大賞になって、景観にマッチした建物と活動が同じ
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。 第2回は活動が大賞になって、景観にマッチした建物と活動が同じ
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。 第2回は活動が大賞になって、景観にマッチした建物と活動が同じ土俵に乗せられて、活動が大賞になったことは意味が重
若林委員	という場合もある。 あるいは、よいものがあれば二つが大賞ということもありますし、どれも点数が低かった場合には、大河原委員さんがおっしゃられたように、賞なしということも、絶対評価の中では考えられると思います。 募集の表現としてはどういう感じになりますか。表彰件数を言わないのか。大賞と言っておいて、大賞がないのはどうかとなる。 普通は大賞1点になりますね、難しいですけれど。 審査をする時に難しかった点がありまして、建造物といろいろな活動を一緒に判断するのがとても難しかったので、活動は活動、建造物は建造物で分けるというのはいかがかなと思うのですが。 狭くしてしまうと、応募がなくなると悩ましい点ですけれども。 逆に活動については、活動という部門を設ける。すると、そういう景観を作る、そういうことも景観に入るのだと気付いてもらえる。景観というと景色とか建物というイメージが、一般の方はお持ちだと思うので、活動部門という形であったほうがわかりやすいかなと。 第2回は活動が大賞になって、景観にマッチした建物と活動が同じ土俵に乗せられて、活動が大賞をとるということは、価値はあると思

	に挙がるというのも意味があるのかなと思います。例えば要綱に大賞
	1点と書いてあったとしても、結果として該当なしというケースはあ
	ると思います。どうしても選ばなくてはならない、ということではな
	いと思います。賞を若干とか。
栗原委員	大賞とか賞じゃなくて、特別賞みたいな形で活動そのものを讃えて
	あげるような賞をつくるのがいいのかなという気もしますけれども。
	大賞と賞だけじゃなく、何々賞というのもあってもよいのかなという
	気もします。
	やはり景観なので、建物というよりは全体の景観の方を評価したい
	ので、出来ればそういう何々賞というのを付けて、そういうことをや
	ってあげると活動の応募が増えるのかなと。
小林良委員	たしか、矢太神水源の審査の時もありましたが、次に期待してとい
7 1122	うことがありました。
増山議長	評価の時に賞の2点とか若干という数の中での話かもしれないで
1日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	すが、サブタイトルみたいな形で評価部会が考えて、そういうタイト
	リが、リンティドルがたいなから計画品芸が与えて、でプレフティド  ルを考えて付けてもよろしいじゃないですか。そういうこと他市の例
	かを考えて刊りてもようしいしゃないですが。そういうこと他間の例   でもありますよ。審査会でわかりやすく、サブタイトルを付ける、優
	良賞みたいな。それで、よりわかりやすくする。そういうのもありかしましゃないですね
流浪人民小畑	もしれないですね。
渡邉会長代理	それはあらかじめ決めないで、審査の時ですか。
増山議長	その都度、受賞対象のものについて、タイトルを決めていく。
	この表彰の方法の件数等についての扱い方は、事務局の案でほぼよ
	ろしいかと思います。
	3番の審査の方法、これについてはいかがでしょう。提案という形
	で整理していただいたのですけれども。
栗原委員	私としては見たいですよね。
増山議長	こういう議論したときに入りづらいですよね。
渡邉会長代理	ご都合のつく方だけでも、部会としても皆さんに見ていただきたい
	というのがありますので。評価の基準については皆さんにご意見を伺
	っているわけですので。
増山議長	ご予定が合えば全員参加型という、可能であればよいのかなという
	気はしますよね。
栗原委員	届出部会の方は開催されていませんからね。
渡邉会長代理	指定日に都合がつかない場合は前日までに現地確認、これはどうで
	しょう、部会以外の方でも、やる必要はあるのでしょうか。
事務局	部会以外の方で、もちろん部会の方もですが、どうしても指定した
事務局   (丹沢係長)	部云以外の方で、もらつん部云の方もですが、とりしても指定した   部会の開催日にご都合がつかない場合には、その日までに日程をとっ
	ていただき、事務局と現地を回っていただいて、審査表だけ提出して     いただいて厳重に封をして、当日開封するという形です。
海泊人巨丛田	
渡邉会長代理	希望者ということではなく、都合のつく方ではなく、とにかく全員
<b>基</b>	で審査をしましょうということですか。
若林委員	同日審議会で決めるということですか。希望者ではなく。
増山議長	予備日をもう一日設定するということですよね。それとも、ともか
	く全員参加していただくという意味が強いのかな。
若林委員	そういう意味でしょう。審議会で報告して承認してしまう。今まで
	二日でやっていたものを、一日でやってしまおうと。
増山議長	日程的な順番で言うと、一番下が最初に来るわけですか。審査会ま
	でに評価部会を開催していただいて、方法や基準、着眼点等をまとめ
i contract of the contract of	

	る、これが最初ですね。その次に、都合のつかない方は別として、今
	度は二番目の話になるわけですよね。現地審査前に審査の対象、方法、
	基準の確認等を行う。
事務局	それは、当日一度集まっていただいて、再確認して出かけるという
(丹沢係長)	意味です。
増山議長	審査日当日ですね。
7日四 时及	- それを踏まえて、全員参加型で審査をして、部会が主催する形で審
	査をして、同日報告と承認にもっていくということでしょうね。あと
	は予備日を設けてやろうということ。予備日を一日設定するというよ
	りは全員参加してもらうわけだから、見てないと審議はできないわけ
	だから。何通りも設定日が増えてしまうこともありえる。
岩崎委員	▶備日は一日でよろしいじゃないですか。どちらも都合がつかなか
	った場合は仕方ないでしょう。
増山議長	私もそれがぎりぎりかなと思います。対応しきれないでしょうか。
	どうでしょう。
小林良委員	それでよいのではないでしょうか。それ以上でも収拾がつかない。
. ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
増山議長	あくまでも部会で中心になってやっていき、ただし審議会のメンバ
	一全員で参加するというやり方。その時には予備日は一日とっておけ
	ば十分かなという気がしますね。よろしいですかそういうことで。
栗原委員	写真を撮っておいてもらって、スライドか何かで流すとか。
増山議長	それもいいアイデアかもしれないですね。そのアイデアも汲んでい
	ただいて。指定日は予備日一日でよろしいのではないか、あとは事務
	局案で行きましょうということで。
	4番の活動、建造物の名称についてということで、この辺少しずつ
	触れられましたけれど、推薦用紙も眺めていただきながらの方が、よ
	いかもしれないですね。
渡邉会長代理	特に今回の喫茶サロンかぜくらについては、部会のほうでもいろい
俊燈云文八座	そにう回の疾来りロンがせくらについては、耐去のはりてもいろい   ろと意見がありまた。今回は企業名パナソニックがついている案件も
	ありましたので、喫茶サロンかぜくらというところを削除すると、パ
	ナソニックも削除した方がよいのではないかとか、そういった受賞の
	名称に対するご意見をいただきました。 要するに応募時の名称という
	のは、その応募者が決めてくる名称です。それで今回ご意見を伺いた
	いのですが、審査時に評価の対象に対して、評価の範囲にふさわしい
	名称になっているのかということで、受賞名としては改めて決めるこ
	とにする。例えば酒蔵であれば建造物群とか、審査の対象になった名
	称を改めて適切なものを決めてはどうかと。また、窓口で景観にふさ
	わしい名称であるか確認するというところを、ご意見を伺いたいとい
	う内容です。
増山議長	これについていかがでしょうか。
7日四 成 区	評価にふさわしい名称というのは当然求められると思いますが。
渡邉会長代	複雑に言うと、受賞案件の名称と受賞者の名前というのは、また違
	一つてくる。受賞者の名前はその方の申請どおりに書けばいい。受賞景
	観の名称としては適切なものを応募時に調査する。応募された時に書
#U ~ P	いてあるそのままにしないということです。
若林委員	募集要項の中に、名前を変更する場合がありますと断っておく。た
	だ、固有名詞が全部駄目だと、今回の群馬ハイブリッドセンターは変
	えようがない。固有名称は仕方がないと思います。ただ、宣伝的にな
	ってしまうとどうか。喫茶サロンかぜくらは、これだけならば問題な

	いですよ。他に建造物群があるのに、これが前面に出てくるのがどう
	かなのかと。だから、酒蔵とほかにいいものがあるのに、喫茶サロン
	が半分以上出てきて違和感があった。パナソニックだって、パナソニ
	ックをとってもらってワイルドナイツグラウンドにしてくれません
	かと交渉してもらって。ワイルドナイツという部分は、全国優勝して
	あれほどのチームだから仕方がないと思う。固有名詞は仕方がないと
	思います。ただし宣伝的なものになるのは変えていただく。
増山議長	ふさわしい名称かどうかということもありますし、それは評価を踏
	まえてということもあります。その評価の中で変えることもあれば、
	その後残っていくなかで問題ないというものもある。名称については
	考え方としてはよろしいでしょうか。
	5番、6番は一緒でもよろしいかなという気もしますが。審査対象
	と範囲の分類、それから表彰対象者の規定ということで、先ほども議
	論がありましたけれども、5、6あたりについてはいかがでしょうか。
	事務局に一つだけお伺したいのですが、応募用紙の表の2段目のとこ
	るに、対象にしるしを付けてくださいというのがあって、いくつか赤
	色で入っていますよね。これはどういう意図で入れられたのですか。
事務局	もともとは、中央の赤字の欄のところは応募者が案件の名称を記入
(丹沢係長)	する欄でしたが、名称を書いていただくと、あまりそれを無碍にもで
	きないので、最初から名称は書いていただかないで、対象物だけを限
	定していただいくものとしました。
小林良委員	先ほど言っていた建築物であるとかいろいろ出てきましたけれど
	も、周辺の景観と完全に分かれた、孤立した見方をしなければいけな
	いのかなというところに話が戻る気がします。
増山議長	かえってここで分類するとややこしくなるかな。
事務局	内容については応募理由や、その辺りで判断することになります。
(丹沢係長)	
増山議長	一番上の対象となる分類のしるしと、最後の推薦理由あたりで判断
	はある程度できますね。
栁澤委員	応募時の名称が、まるで入らないわけですよね。
増山議長	先ほどの名称を変えるという話とずれてしまう。一応書いていただ
	くということでないと、名前なしの話になってしまう。一般名みたい
	な分類で、という案ですね。
事務局	それは先ほどの4番目とリンクしていますので、そちらで審査の時
(丹沢係長)	に判断しようというのであれば、ここは元のままになります。
増山議長	私もそれでいいのかなという気はするのですが、いかがでしょう。
若林委員	元のままで、先ほどお願いしたようなことを付け加えて。
増山議長	名称を変えることもありますということを入れておいて、そのご了
7日四 时及 八	解は入れておく。なかなか今回たくさん分類あるけれども、これです
	べてまかなっているわけでもないので、この分類で一番良いかってい
	うと難しいですよね。もし、分類するのだったら、先ほど大河原委員
	さんから表彰要綱の対象が大きく3分類に分けられるとありました
	が、そういう分類くらいしかないですよね、建築物等と屋外広告物と
	活動とか、そういう大まかな分類しかないかもしれないですよね。個
	別に細かく分けるときりなくなって難しくなってしまう。
	5番に書いてある審査対象とか範囲の活動、建造物、屋外広告物、
	その他と書いてあるけど、これのほうが分かりやすいかな。名称も書
	いていただいて、この4分類で項目を作ってもらって両方併記するの
L	1

	はどうでしょう。罫線をもう一本入れていただいて、名称とこの審査 対象の分類を4項目で入れていただく。それでよろしいですか。 (異議なしの声)
	6番については先ほど1番目の議論の延長線でやっていただいた ことでよろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。
事務局 (丹沢係長)	はい。
増山議長	7番の応募を増やす工夫については、いくつか例を示していただいたのですが。委員のみなさん、この案は有効だとか、あるいはアイデアがあるならば出していただいて、具体的に今年度から実践していただくことになります。これについてはいかがでしょう。
権田委員	荒井委員の代わりに太田市観光協会の副会長をやっています、権田と申します。よろしくお願いいたします。皆さんのお話を聞いてみてイメージしてみたのですが、まず景観賞ということで、今まで頭の中にその文言がなかった訳です。景観賞があったのだろうか、というのが今まで周りの市民の方々もそのような感覚だと思います。広報などに記事が出たと思いますが、景観賞自体なにかなと。やはり募集を増やす工夫といいますと、地域の方に知られていないので、余計応募が少ないのかなというのが、率直に感じた意見です。地区の推薦枠を設ける、この辺だと区の方々にある程度知らしめられるいい方法かなと思います。
増山議長	ありがとうございます。 地区、地域の推薦枠を設ける。これは有効じゃないかと。ほかには いかかでしょうか。ここはそれほど効果的じゃないという逆なもので も結構ですので。
事務局(丹沢係長)	応募期間延長ということで、今年度は8月と9月の2ヶ月間に延長しました。去年まで1ヶ月間だったのですが、これをさらに少し延長できるかどうか。ただ、延長する場合には後のイベントの日程などもありますので、延長しても1ヶ月伸ばせるかどうかです。今年は12月に表彰式を開催しましたけれども、延長した時には、それも1ヶ月くらいずれるようになると思います。次に開催間隔の延長ということで、毎年開催するのか、それとも2年に一回の開催ならば応募が増えるのかという、単純な発想だったのですけれども。それと授賞式ですが、表彰式として単独のイベントとして実施していますけれども、それとは全く別に、何か人が集まりそうな市のイベントで、表彰だけ実施するのかということで提示させていただきました。
増山議長	イベントに組み込むというのは効果があるかもしれないです。応募期間の延長というのもむやみに応募期間だけを延長しても、あまり意味がないような気がしますよね。かなり早い時期から周知、広報期間はとっておく必要はあるかもしれない。
事務局 (丹沢係長)	期間を1ヶ月延ばしましたけれど、今年は12件、去年は11件。 1回目は20件以上きましたけれども。
増山議長	広報はいつごろから、応募期間のどのくらい前からやりますか。
事務局 (丹沢係長)	広報は8月1日号の広報に載せました。その他に区長会の会議でお願いという形で提出し、回覧板をお願いしました。ポスターやチラシは行政センターや、市の関連施設、関係団体の事務所にもポスターを配布してお願いをしております。
増山議長	広報で知らせるのを、少し前に早め早めとやれれば少し準備が違う

	のかな、広報の始まりの時期を少し前から。
 事務局	広報の紙面が限られていますので、あまり同じイベントで何回も掲
新房周   (丹沢係長)	本ができない状況です。
増山議長	開催間隔の延長はどうなのでしょうね。1年間ブランクができて、
石田成文	印象が薄れても困るし。
若林委員	私は下の二つより上の四つのほうが大事で、特に権田さんが言った
	ように知らない人はまだまだ多いと思いますので。
茂木委員	開催間隔の延長は逆効果かもしれないですね。
栗原委員	広報やいろいろなアナウンスはしている。それでも、認知度が少な
214//1.202	いのは何が原因なのでしょうか。関心ということですよね。景観その
	ものに対して認知度がないということですよね。
増山議長	わかりにくいというのもあるのでしょうか。
岩崎委員	景観というとわかりにくいでしょうね。例えば環境活動などは、み
	なさんさっと入ってくるかも知れませんが。
増山議長	我々もこれだけ議論して、こういうものは表彰だって議論している
	もわけですよね、一般の方がぱっと見たときに、われわれがやってい
	ることは該当するのかなと思う方もいますよね。
栗原委員	そもそも、審議会が表彰のための話と届出だけで、景観というポイ
	ントで考えると何もやっていないですよね、審議会そのものが何もや
	っていないし、周知も足りないのだろうなと、景観審議会というくら
	いだから、もう少しやらないと。
増山議長	景観計画をつくった当初というのは、なるべく条件が整ってきたと
	ころから重点地区についても議論をしていきましょうと、太田の特徴
	の屋外広告物関係、その辺の活動は地道に続けられている、そういう
	ことだった。重点地区での進展があれば盛り上がりが違うでしょうけ   れども。審議会自体の活動の進展も求められるところだと思います。
若林委員	太田市の景観ポイントとかを札を立ててもいいですよね。費用と時
<b>石小安</b> 貞	間がかかりますけど。
増山議長	市民が気軽に参加できるような、イベント参加型があってそういう
	話が出来れば一番よいですね。
篠原委員	県内で太田は観光に訪れる方が少ないほうですね。金山ももう少
	し、歴史的価値もあるし観光をPRしていただくとお客さんがくるの
	で。観光と景観はどこも対になっている。例えば京都でも奈良でもそ
	うですし、観光と景観というのはセットになっている。観光がよくお
	客さんがくるところは、必然的に景観がよいですね。もう少し景観を
	よくして、お客さんがくるような景観をつくる活動をPRすると、必
	然的に景観も良くなるのではないかと思います。データを見ると県内
工社立委员	でも訪れる人が少ないのは、太田市が一番少ないらしいです。
小林良委員	金山だけを例に取りますと、金山にかかわって14年目になりますが、当初はウィークデーなど稀に人が通るくらいでした。ゴミだらけ
	が、当物はワイークノーなど柵に八が通るくらいくした。コミたらり一で汚くてどうしようもなかった。ゴミ箱を撤去したら、ゴミ箱あった
	位置にゴミが山になってしまう。なんとかここ4、5年はきれいな状
	態ですが、人が増えてきていまして、現在ウィークデーの月金で平均
	一日当たり400から500人。土日はその倍近く、それだけの人が
	入るようになりました。やはり、金山に限らず、どこの地域でも太田
	市全域で言えることですけれども、きれいにしておくことで人が寄る
	と思いますよね。たかだか往復5キロくらいの山の上に行ってくる、
	我々はよく行っているから思うことはないけれど、たまに来る方には

	格好の里山ですよね。ですから、生品神社周辺なり矢太神水源もそう
	ですし、東照宮界隈なども、市民の方がもっと足繁く通っていいとこ
	ろのような気がするけれど。
栁澤委員	先ほど広報になかなかスペースが取れないとお話があったのです
	が、広報だけではなく市の何かしらの刊行物の表紙などに載せてほし
	い。丸山宿を2年前に初めて知ったのですが、そういう人はたくさん
	いると思うので、パンフレットの隅にこういったところが太田にある
	とか、景観賞で今年はこういう建物が受賞したとか、小さなスペース
	でかまわないので、紹介していくようにしていただければ、少し注意
	して、景観とか太田市にこんなところがある、自分の周りに何がある
	のかという見方をしていくと思います。何かしらのスペースを見つけ
	て紹介を行って欲しいなと思いますが。
篠原委員	天神山古墳も市民がなかなか知らないですし。
小林良委員	山頂部分がまだ公有化されていないので手が入らない。このところ
	新聞でもシリーズで取り上げていますけれど、群馬でもこちらのほう
	が早い時代から進んでいたと。ある時期から西の方へ移ってしまった
	けれど、昭和になってからの工業都市太田じゃないですよね、5世紀
	ころから工業都市太田ですよ、鉄の製造や須恵器の製造なども行って
	いましたし、周辺でも出土しています。そういうことを考えると、も
	っとポイントになるものがあるような気がすしますが。
増山議長	今のお話の地区も、景観計画を作っているとき重点区域の候補だと
石田城及	か随分話題になったところですよね。そういったところが、認知され
	ていないというか、知られていないというところもあるので、こんな
	すばらしい資源がありますというところを知らせていただくと違っ
	てくるのかなと思います。いずれにしても、地域、地区の推薦枠を設
	ける、これは進めていただきたい。イベントに組み込むというのも、
	タイミングもあるでしょうけれども、可能であればそれにこしことは
	ないでしょう。応募期間の延長だけではあまり効果がないので、さま
	ざまな機会をみて、広報の機会を極力設けていただきたいということ
	があります。開催間隔については、これは逆効果じゃないかという心
	配な点が多く、皆さん懸念しているので、これは今のところは考えな
	い。もう一つは若林委員さんがおっしゃった、気軽に市民の方が参加
	できる景観のイベントとして、好きな景観、優れた景観を写真などで
	紹介するイベントなどを検討していただきたい。ご意見いただいたの
	はそんなところでしょうか。他にございませんか。一番できそうなと
	ころはどの辺りでしょうか。
事務局	地区の推薦枠については、区長さんに、こういうものがありますの
(丹沢係長)	で何かありましたらお願いします、というようなところは行っていま
() ( V ( V ( V ( V ( V ( V ( V ( V ( V (	したけれども、そこから少し踏み込んで、推薦用紙を渡していくよう
	にしたいです。
小林良委員	回覧板というのは区長さんにお願いして。これの経費はそれほどか
17/11/区交员	回見板というのは色皮さんにお願いして。これの程質はでればなどがあらないですか。
事務局	用紙代くらいでしょうか。
(丹沢係長)	
小林良委員	それを応募期間中に一度ではなくて、二度とか。回覧板ならば市民
	の方は見ますよね。
事務局	第3回目から、今回初めて回覧板はお願いしました。
(丹沢係長)	
	1

	十日の上の ボロに しゃのけとねし 田野にと しし とねによっては
小林良委員	市民の方が一番目にするのは広報と回覧板ですね。広報にある程度制限されてしまうのであれば、回覧板で。
増山議長	わかりにくいところもあるのかなと思いましたけれども、写真とか
1 日 日 时 民 八	で例えばこういうものでもいいですよ、そういう事例的な表現という
	のはないのですか。
<b>本</b> 数日	
事務局	大賞などの写真は広報に載せます。
(丹沢係長)	
増山議長	受賞したものでしょ。
事務局	受賞作です。
(丹沢係長)	
小林良委員	事前の案内はスペースをあまりとれないですよね。
岩崎委員	市の広報は新聞配達に依頼していますよね。今、新聞を取らない家
	庭もありますよね。回覧板というのは隣組に入っていないアパートに
	は回らないですけれども、そのほかには回りますから効果はあると思
	います。
栗原委員	私のところは新聞をとっていないで、インターネットで見ているけ
	れども、事前に宅急便に頼むと持ってきてくれる。なので、広報が届
	かないということもないです。
	新聞をとっていないお宅でも、とっていないことがわかれば届けま
7.州及安貞	が関係とうでする。
<b>事</b> 数巳	確かに広報にも出ますけれども、それほど目立つところでないの
事務局	
(丹沢係長)	で、中のほうに出ています。
小林良委員	そういう点では、回覧板の方が紙面は十分に取れますからね。
増山議長	いくつかあげていただきましたので、できるものがあれば今年度か
	ら組み込んでいただければと思います。
	7番まで進みまして皆さんの意見をいただきながら、事務局案であ
	るいは一部修正してということもございました。全体を通して何か確
	認、あるいはそれ以外のことに関して、委員さんの中からありました
	らどうぞ。
栗原委員	最後の7番で応募の工夫がありますが、例えば区長会推薦とありま
	すが、区長会で推薦されたものが審議会で選ばれなくても問題はない
	ですよね。
増山議長	もちろんそうですよね。
若林委員	あまりはねつけてしまうと後々やりづらいかな。
増山議長	別の案も考えていかなければならなくなりますか。
大河内委員	私は地元の区長をやっていますが、市から地域区長会を通していろ
	いろな情報が入ってくる。私のところは韮川ですが、市役所からお願
	いがあれば地区の区長が集まりまして、回覧なり回します。次に組長
	さんにお願いして全員に知らせるようになっている。心配しなくても
	上手く流れていると思います。そのルートをうまく利用するのはよい
	ことだと思います
増山議長	効果的な方法なのでしょうね。
	他にいかがでしょうか。大変いろいろなご意見をいただきました。
	ありがとうございました。
	それではお諮りいたしますが、議案の第2号にありました太田市景
	観賞表彰要綱等の見直しについては、原案のとおりの項目もあります
	し、それ以外に一部協議していただいたものを反映し一部修正してと
	TO CAVENTIE HIMME OCC TO

	いうことでよろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
	ということで、概略については承認いただいて、一部必要ないとい
	うこともございましたけれども、これで決定ということが審議会の中
	でコンセンサスができましたので、これで進めたいと思います。よろ
	しくお願いします。
	ひとつひとつ繰り返し申し上げませんが、事務局も内容については
	よろしいですね。
	それでは二つの議案について審議を終了するとともに議長の職を
	お戻しいたします。
事務局	増山議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、あり
(小林主査)	がとうございました。また、委員の皆様にも、大変ありがとうござい
	ました。
事務局	大変長い間ありがとうございました。日程の第6その他につきまし
(薊参事)	て、事務局から特にございません。
	先ほど表彰式の点数につきまして3、4、5点になった場合でも対
	応したいと思っていますのでお願いいたします。
	委員の皆さんから何かありましたらお願いします。
事務局	以上を持ちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきま
(小林主査)	す。本日は、どうもありがとうございました。